

令和8年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定により、安房採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、安房採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 館山市教育委員会
- (2) 鴨川市教育委員会
- (3) 南房総市教育委員会
- (4) 鋸南町教育委員会

第2章 組 織

(組織)

第4条 協議会は、関係市町教育委員会が選任した委員16名をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は次に掲げる者とする。

- (1) 関係市町教育委員会の代表者2名（教育長及び教育委員）
- (2) 管内の校長の代表者2名
- (3) 管内の教諭の代表者2名
- (4) 関係市町の保護者代表各1名

第3章 会 議

(会長及び会長の職務)

第6条 会長は、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、決定された事項を関係市町教育委員会及び千葉県教育庁南房総教育事務所に報告するものとする。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(協議会の会議及び教科用図書の選定方法)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(協議会の事務)

第8条 協議会は、関係市町教育委員会が行う次に掲げる事務の執行に関し、本協議会設置の目的遂行のために、協議し連絡調整の事務を行う。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 4 条（準用規定 中学校 同第 4 9 条）に規定する教科用図書の採択に関する事務
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関する事務
- (3) 専門調査委員会の設置に関する事務

第 4 章 専門調査員

（専門調査員）

第 9 条 協議会に、教科用図書の選定に必要な調査研究を行うため、専門調査員を置く。

- 2 専門調査員は 5 名以内とする。
- 3 関係市町教育委員会は、教科用図書の採択に直接利害を有しない者の中から専門調査員を推薦する。
- 4 専門調査員は、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 5 専門調査員長は、調査員の互選により選出する。
- 6 専門調査員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、その結果について資料を作成し、会議に報告しなければならない。

第 5 章 事務局

（事務局の設置）

第 1 0 条 協議会の事務局は、鋸南町教育委員会内に置く。

（職の設置・委嘱及び職務）

第 1 1 条 事務局に事務局長、書記、会計その他の職を置くことができる。

- 2 前項に規定する職員は、会長が委嘱する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、協議会の企画運営に従事する。
- 4 書記は、会長の命を受け、協議会の庶務に従事する。
- 5 会計は、会長の命を受け、協議会の会計事務に従事する。

第 6 章 情報公開

（情報の公開）

第 1 2 条 協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、全面的に非公開とする。また、協議会の議事録及び第 9 条第 6 項に規定する資料については、教科用図書を採択した後、事務局において公表するものとする。

第 7 章 経 費

（経費）

第 1 3 条 協議会の事務の執行に関する経費は、安房地区教育委員会連絡協議会が負担する。

第 8 章 委 任

（委任）

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。